

平成30年12月18日（火曜日）午後2時4分開議

日程第2 議会議案第3号

奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

- 議長（東久保耕也君） 次に、日程第2、議会議案第3号 奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

- 16番（三橋和史君） 私より、奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

平成26年4月から29年6月までの期間に、本市職員が職務上管理していた公的性格を有する資金を横領し、平成26年度から28年度までの期間に、当該資金に係る事業の決算に関して虚偽の公文書を作成していた事案が、本年平成30年6月に発覚し、11月21日付で関係の職員に対しまして懲戒処分や訓告処分が行われました。横領及び虚偽公文書作成の実行行為を行った当該職員は懲戒免職処分となり、その直属の上司に当たる現職の課長級職員が減給10分の1、6カ月の処分を受けたところであります。

そして、市の見解によりますと、既に退職している当時の部次長であった職員は、この課長級職員から報告を受け、事態を把握していたにもかかわらず、その上司である部長に対して、不正はないことが確認できたという旨の虚偽の報告を行っていたというのであり、これに関しては停職1カ月の処分に相当する非違行為が認定されたというのであります。

しかしながら、当該部次長は既に退職後であったため、勤務関係の存在を前提とする懲戒処分は行い得ないことは当然であるにしても、市はその停職の処分に相当する給与または退職手当の返納を強制力をもってこれを命ずることもできず、なお在職中の職員と比較して余りに不公平な取り扱いをせざるを得ない事態が発生いたしました。

懲戒処分及びそれに伴う不利益に関するあり方につきましては、職員間の公平性を期することが求められ、特に経済的不利益を伴うものにつきましては、より一層の公平公正な制度設計が求められるところであります。

現行制度のもとでは、職員の退職後に非違行為が発覚した場合でありましても、懲戒免職の処分に相当する事案であれば退職手当の全部または一部の支給を制限し、または支払い後であってもこれの返納を命ずることができることとなっておりますが、減給及び停職の処分に相当する事案である場合にはこれを行うことができないこととなっております。同じ経済的不利益を課する処分であるにもかかわらず、市は、比例原則、平等原則に沿わない対応をせざるを得ません。在職中の非違行為であったとしましても、退職後というだけで減給または停職の処分に相当する経済的不利益を課することができないのであれば、退職時を基準とした非違行為の発覚時点がいつであ

るかという偶然の事情によりまして、各処分に相当する経済的不利益さえも免れ得ることとなり、なお継続して在職している職員との間で不公平な事態が生じることになります。

免れ得る経済的不利益の大きさにつきまして検討しますと、本市では一般職の給与額を考慮すると、部長級職員が停職6カ月の処分を受けた場合は、その期間の給与累計額約550万円、部次長級でも約520万円もの金額が本来は支給されないこととなりますが、非違行為の発覚時点が退職直前または退職後であれば、これほどの金額に及ぶ不利益を免れ得ることとなります。この金額が極めて高額であることに鑑みましても、職員間に生じ得る不平等は著しいものであるとすべきであります。

退職後、さらに退職手当支給後につきましても、在職期間中の非違行為に関して懲戒処分が行われていたならば、本来は受けることのできなかつた利益に相当する部分につきましては、不当利得としてこれの返還を強制力をもって命じることができるように制度を整備することが相当であります。この点は、既に懲戒免職の処分に相当する事案については全国的にも返納命令の規定が既に存在していることに鑑みましても、法制上の許容性は問題なく認められているものであると考えております。

また、減給または停職の処分相当の非違行為を自認しておきながら、これを退職するまで報告せずに発覚を免れることができれば経済的不利益についても回避し得るというのであれば、非違行為や不正行為について組織による把握を阻害する方向に作用する制度内容であって、これでは公務の規律を危うくし、公務に対する市民の信頼を損なうものであります。

懲戒処分は、既に発生した非違行為に対する懲罰的性質を有すると同時に、さらに不正を積み重ねないよう量定において均衡が考慮されるべきでありまして、将来における非違行為の防止のためにも適切に運用されなければなりません。しかしながら、現行制度は、近い時期に退職を控えた職員につきましては、報告を怠り発覚を免れたほうが有利な内容となっており、むしろ発覚を免れるためのさらなる不正行為を促してしまっているような内容であるとさえ言うことができ、組織体制の面からも適正化を図るべきであります。

そして、市長は、今般の事案に際しまして、市民感情を背景に、元職員に対して強く自主返納を求めているという旨の見解を示していましたが、行政が法的根拠なく自主返納として給与または退職手当の返納を求める現状は、被要求者の財産権や名誉が不当に侵害され、また適正手続が保障されないという基本的人権の侵害のおそれが存在するという重大な問題を看過するものであります。被要求者の弁明の機会の付与、意見の聴取を初めとした適正手続の保障の上、財産権や名誉を正当に保護するためにも、法的整備を急ぐ必要があるものと考えております。

総じて、本市におきましては不祥事が相次ぎ、事案が明らかになるたびに市長は再発防止に取り組むとの見解を示されますが、今般発生した事案を受けまして、現行制度はいわゆる逃げ得を許すようなものであるとの市民からの強い批判もあり、改善を求められるということが明白になったところであります。今般の事案に関して遡及して返納させることはできませんが、今後、同様の時系列の事案が発生した場合に、以上のような同じ問題についての疑義の発生を繰り返さないよう、条例改正によって制度の法的整備を図るべきものと考えます。

よって、退職直前または退職後に在職期間中に減給または停職の処分を受けるべき行為があったと認められた場合における支給制限、支払差止め及び返納命令の制度を設けるほか、所要の改正を行うため、関係条例の改正を提案するものであります。

先進的な提案内容でありまして、改正に御賛同くださるのも重大な御決断であるものと思料い

たしますが、仮に改正せず現状維持とされた場合も、同じく重い責任を伴う御決断でございます。御審議の上、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東久保耕也君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議会議案第3号については、所管の総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

本案は、閉会中において審査を願うことにいたしまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東久保耕也君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

議会議案第3号

奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

総務委員会に付託 閉会中審査と決定

○議長（東久保耕也君） 以上で日程は終了いたしました。
